

開業医共済休業保障制度普通共済約款 新旧対照表

(下線が変更部分)

新	旧	備考
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 本約款において使用する用語の意味は、それぞれ次の定義に従うものとします。</p> <p>(1) 共済契約者</p> <p>当組合の組合員または当組合が認めた者で、本共済契約を締結する者をいいます。また、共済契約者が本共済契約における共済掛金の支払義務者となります。</p> <p>(2) 被共済者</p> <p>本共済契約における共済金を支払うこととなる事由の対象となる者で、次に掲げる者をいいます。また、本共済契約の対象となる者は、新規契約締結時において「健康でかつ正常に就業」している65歳未満の者とします。ただし、65歳以上の者については、継続契約の場合に限って74歳まで被共済者とします。</p> <p>① 個人立医療機関の開設者または共同経営者が共済契約者となる場合は、当該機関の開設者、共同経営者または被雇用者</p> <p>② 法人医療機関の理事長または管理者が共済契約者となる場合は、当該機関の理事長、管理者または被雇用者</p> <p>③ 法人医療機関が共済契約者となる場合は、当該機関の理事長、管理者または被雇用者</p> <p>(3) 正常に就業</p> <p>前号の「正常に就業」とは、被共済者が週4日以上かつ週16時間以上業務に従事していることとします。</p> <p>(4) 共済金受取人</p> <p>被共済者を共済金受取人とします。ただし、被共済者が死亡した場合は、申込書にあらかじめ指定された者を共済金受取人とし、指定は1名とします。指定されなかった場合は、被共済者の配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位によります。</p> <p>(5) 継続契約</p> <p>第34条（共済契約の自動継続）の定めにより、共済契約が継続された場合の共済契約をいいます。</p> <p>(6) 新規契約</p> <p>前号の継続契約以外の共済契約をいいます。</p> <p>(7) 傷害または疾病</p> <p>① 傷害とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。</p> <p>② 疾病とは、上記①を除く平成6年総務庁告示第75号に定める「疾病分類表」によるものをいいます。</p> <p>(8) 病院または診療所等</p> <p>次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>① 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に定める病院または診療所。</p> <p>② 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に定める介護老人保健施設および介護医療院。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 本約款において使用する用語の意味は、それぞれ次の定義に従うものとします。</p> <p>(1) 共済契約者</p> <p>当組合の組合員または当組合が認めた者で、本共済契約を締結する者をいいます。また、共済契約者が本共済契約における共済掛金の支払義務者となります。</p> <p>(2) 被共済者</p> <p>本共済契約における共済金を支払うこととなる事由の対象となる者で、次に掲げる者をいいます。また、本共済契約の対象となる者は、新規契約締結時において「健康でかつ正常に就業」している65歳未満の者とします。ただし、65歳以上の者については、継続契約の場合に限って74歳まで被共済者とします。</p> <p>① 個人立医療機関の開設者または共同経営者が共済契約者となる場合は、当該機関の開設者、共同経営者または被雇用者</p> <p>② 法人医療機関の理事長または管理者が共済契約者となる場合は、当該機関の理事長、管理者または被雇用者</p> <p>③ 法人医療機関が共済契約者となる場合は、当該機関の理事長、管理者または被雇用者</p> <p>(3) 正常に就業</p> <p>前号の「正常に就業」とは、被共済者が週5日以上かつ週27時間以上業務に従事していることとします。<u>ただし、祝祭日、年末年始、有給休暇および特別休暇など組合が認めた休暇は業務したも</u><u>ものとして取り扱います。</u></p> <p>(4) 共済金受取人</p> <p>被共済者を共済金受取人とします。ただし、被共済者が死亡した場合は、申込書にあらかじめ指定された者を共済金受取人とし、指定は1名とします。指定されなかった場合は、被共済者の配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位によります。</p> <p>(5) 継続契約</p> <p>第34条（共済契約の自動継続）の定めにより、共済契約が継続された場合の共済契約をいいます。</p> <p>(6) 新規契約</p> <p>前号の継続契約以外の共済契約をいいます。</p> <p>(7) 傷害または疾病</p> <p>① 傷害とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。</p> <p>② 疾病とは、上記①を除く平成6年総務庁告示第75号に定める「疾病分類表」によるものをいいます。</p> <p>(8) 病院または診療所等</p> <p>次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>① 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に定める病院または診療所。</p> <p>② 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に定める介護老人保健施設および介護医療院。</p>	<p>(変更)</p>

<p>(9) 高度障害 傷病を原因とする、別表 1 に掲げるいずれかの状態をいいます。</p> <p>(10) 入院 被共済者が傷病を被り第三者の医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に収容され、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p> <p>(11) 業務 診療行為および管理業務に相当する行為、または公務等に従事し報酬を授受する行為をいいます。</p> <p>(12) 診療（勤務）空白期間 診療（勤務）空白期間とは、診療所移転、診療所の改装、閉院、転勤および解雇（勤務医療機関の倒産等を含みます。）、産前および産後休暇、育児休業、介護休暇、長期欠勤、長期研修、留学、非常勤の勤務医への移行、大学院への入学により、正常に就業しない期間をいいます。</p> <p>(13) 受療 第三者の医師の指示に従い、治療を受けることをいいます。</p> <p>(14) 就業不能 被共済者が傷病を被り、次のいずれかの事由により業務に全く従事できない状態をいいます。 ① その傷病の治療のため、入院していること。 ② 上記①以外で、その傷病につき、第三者の医師による診療を受けていること。</p> <p>(15) 休業 被共済者が傷病により就業不能になったため業務を完全に休むことをいいます。</p> <p>(16) 自宅療養および入院療養 本共済契約上の入院療養とは、第 10 号に規定する入院中の日の療養をいい、それ以外の療養を自宅療養といいます。</p> <p>(17) 危険 傷病、死亡または高度障害の発生の可能性をいいます。</p> <p>(18) 審査委員会 第 2 章（共済金の種類、共済金額および支払要件等）および第 4 章（共済契約締結に関する事項）の規定による共済契約締結、または共済金の支払いの決定、および異議申出の審査をするものとします。</p>	<p>(9) 高度障害 傷病を原因とする、別表 1 に掲げるいずれかの状態をいいます。</p> <p>(10) 入院 被共済者が傷病を被り第三者の医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に収容され、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p> <p>(11) 業務 診療行為および管理業務に相当する行為、または公務等に従事し報酬を授受する行為をいいます。</p> <p>(12) 診療（勤務）空白期間 診療（勤務）空白期間とは、診療所移転、診療所の改装、閉院、転勤および解雇（勤務医療機関の倒産等を含みます。）、産前および産後休暇、育児休業、介護休暇、長期欠勤、長期研修、留学、非常勤の勤務医への移行、大学院への入学により、正常に就業しない期間をいいます。</p> <p>(13) 受療 第三者の医師の指示に従い、治療を受けることをいいます。</p> <p>(14) 就業不能 被共済者が傷病を被り、次のいずれかの事由により業務に全く従事できない状態をいいます。 ① その傷病の治療のため、入院していること。 ② 上記①以外で、その傷病につき、第三者の医師による診療を受けていること。</p> <p>(15) 休業 被共済者が傷病により就業不能になったため業務を完全に休むことをいいます。</p> <p>(16) 自宅療養および入院療養 本共済契約上の入院療養とは、第 10 号に規定する入院中の日の療養をいい、それ以外の療養を自宅療養といいます。</p> <p>(17) 危険 傷病、死亡または高度障害の発生の可能性をいいます。</p> <p>(18) 審査委員会 第 2 章（共済金の種類、共済金額および支払要件等）および第 4 章（共済契約締結に関する事項）の規定による共済契約締結、または共済金の支払いの決定、および異議申出の審査をするものとします。</p>	
--	--	--